

## 商店街名

## 1. 申請時に持参するもの

No	項目	確認
1	団体の代表者印（理事長印、会長印など） ※代表者印がない場合は、代表者の個人印をお持ちください。	
2	①団体所在地、②団体名、③代表者の職名、④代表者名 のゴム印	
3	共同施設（街路灯、アーチ、アーケード、モニュメント、日よけ）の配置図 ※共同施設の位置をマーカーなどで識別できるようにしてください。 ※消灯の街路灯に×を打つなど、点灯・消灯が分かるようにしてください。	
4	モニュメントの仕様が分かるもの（写真又は仕様書など） ※モニュメントを所有している団体のみが対象	
5	共同施設（街路灯、アーチ、アーケード、モニュメント）の道路占用許可書の写し（許可期間内に料金変更がある場合は、道路占用料変更通知書の写しも） ※許可期間内であるか確認してください。原本証明が必要です。	
6	補助金申請団体の平成30年度の収支予算書 ※共同施設の維持管理費（電灯料等の支出、市補助金の収入等）が計上してあるものをご提出ください。	
7	補助金申請団体の平成30年度の役員名簿	
8	補助金申請団体の定款（法人団体）又は規約（発展会） ※前回提出時と変更がない場合は不要です。	
9	平成30年4月及び5月分の電灯料金領収書の写し ※契約口数と1本ごとの料金内訳がわかる部分も写しをとってください。 ※原本証明が必要です。 ★各月の合計金額を計算してください。 (4月計 27,500 円、5月計 28,280 円)	

## 2. 来場時に調べてきていただく事項（下記にご記入ください）

No	項目	確認
1	所有する施設について 《点灯の有無も調べておいて下さい。》 ●街路灯の本数 45 本（契約ワット数を配置図上に示してください。） ●アーチ・モニュメントの基数 _____ 基（照明有 _____ 基、照明無 _____ 基） ●アーケードの面積 _____ m <sup>2</sup> （照明有 _____ m <sup>2</sup> 、照明無 _____ m <sup>2</sup> ）	
2	平成30年度中の変更予定 ●対象物：街路灯／アーチ／アーケード／モニュメント ●内容：撤去（ _____ 本・基）、消灯（ _____ 本・基）、LED化（ _____ 本・基）	
3	代表者の生年月日（昭和 年 月 日）	
4	平成30年4月1日現在の組合員の総数及びその内訳 【総数 _____ 名（小売業 _____ 名、サービス業 _____ 名、その他 _____ 名）】 ※内訳の分類は、添付の業種構成表を参考にしてください。	

★このページをご記入のうえ、申請受付の当日に必ずお持ちください。

業種構成表 (「小売業、サービス業、その他の業種」確認のご参考にしてください。)

商店街名：

小売業

- ・百貨店、総合スーパー ( 3 店)
- ・その他各種商品小売業 (個人スーパー等) ( 1 店)
- ・織物、衣服、身の回り品小売業 ( 3 店)
- ・食料品小売業 ( 1 店)
- ・酒小売業 ( 1 店)
- ・コンビニエンスストア ( 1 店)
- ・自動車 (新車、中古車いずれも) 小売業 ( 1 店)
- ・自転車小売業 ( 1 店)
- ・家具、建具、畳小売業 ( 1 店)
- ・電気事務器具小売業 ( 1 店)
- ・金物、荒物、陶磁器ガラス器小売業 ( 1 店)
- ・医薬品・化粧品小売業 ( 1 店)
- ・書籍・文具小売業 ( 1 店)
- ・新聞小売業 ( 1 店)
- ・スポーツ用品・玩具・楽器小売業 ( 1 店)
- ・時計、眼鏡、ジュエリー小売業 ( 1 店)
- ・花・植木小売業 ( 1 店)
- ・その他小売業 ( 1 店)
- ・食堂・レストラン ( 1 店)
- ・喫茶店 ( 1 店)
- ・料亭 ( 1 店)
- ・バー・キャバレー (風営法関連業種除く遊興飲食店) ( 1 店)
- ・居酒屋 ( 1 店)

小売業計 14 店

サービス業

- ・放送業 ( 1 店)
  - ・情報処理サービス業 ( 1 店)
  - ・映像情報、音声情報製作・配給業、新聞業、出版業 ( 1 店)
  - ・駐車場業 ( 3 店)
  - ・旅館、ホテル業 ( 1 店)
  - ・簡易宿所 ( 1 店)
  - ・医療、福祉施設関連 ( 2 店)
  - ・専門学校、塾、文化教室 ( 1 店)
  - ・理容、美容業 ( 10 店)
  - ・クリーニング業 ( 1 店)
  - ・その他のサービス業 (ただし旅行業除く) ( 1 店)
- サービス業計 17 店

その他

- ・製造業 ( 1 店)
- ・卸売業 ( 1 店)
- ・不動産賃借、仲介 ( 2 店)
- ・金融機関、郵便局 ( 2 店)
- ・保険 ( 1 店)
- ・非事業者 ( 1 軒)

その他計 2 店

小売業・サービス業・その他 合計 33 店

平成 30 年 6 月 6 日

商店街振興組合理事長  
商店街協同組合理事長 様  
発展会会長

名古屋市市民経済局  
産業部地域商業課

### 平成 30 年度共同施設維持管理事業について

平素は名古屋市の地域商業施策にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、標題の件につきまして、下記のとおり注意事項を記載いたしましたので、お手数ですがご一読の上、維持管理事業の参考としてください。

#### 記

#### 1 街路灯、アーチ及びアーケードの維持管理について

老朽化による落下や球切れ・破損等のあるものが見受けられます。定期的に点検していただき、交換・補修を実施するなどの適切な管理に努めてください。

なお、年度途中で撤去・消灯を行った街路灯・アーチ等は電灯料の補助対象外となります。撤去・消灯等を行った場合は、地域商業課までご連絡ください。

また、町内会や自治会等が設置した「防犯灯」は補助対象外です。

#### 2 イルミネーション等について

イルミネーションにかかる電気代は補助対象外です。

また、イルミネーション効果を高めるために街路灯を一時的に消灯する場合は、消灯日が属する月の電灯料補助金を1ヵ月単位で減額しますので、地域商業課までご連絡ください。

#### 3 防犯カメラを設置する場合について

商店街・町内会の所有に関わらず、防犯カメラの電気代は補助対象外です。商店街が防犯カメラを設置する場合は、商店街において規程の整備が必要ですので地域商業課までご連絡ください。

名古屋市市民経済局産業部地域商業課推進係  
TEL : 052-972-2432 / FAX : 052-972-4138

平成 30 年 6 月 6 日

商店街振興組合理事長  
商店街協同組合理事長 様  
発展会会長

名古屋市商店街振興組合連合会  
事務局長 社本 謙

平成 30 年度共同施設維持管理費（電灯料・道路占用料）

青葉の候、皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 30 年度商店街共同維持管理事業（電灯料・道路占用料）補助金の申請受付を下記の日程で行いますので、ご多忙とは存じますが、お越しくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時

	9 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0	1 3 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0
6 月 2 6 日 (火)	千種区、東区、北区	西区、中村区、港区
6 月 2 7 日 (水)	昭和区、瑞穂区、熱田区	中川区、南区、名東区、天白区
⑤ 6 月 2 8 日 (木)	中区 (振興組合・協同組合)	中区 (振興組合・協同組合以外)

※三日間ともご都合が悪い場合は、事前に名商連事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

2. 受付場所

伏見ライフプラザ 10 階消費者研修室：中区栄一丁目 2 3 番 1 3 号  
（地下鉄「伏見駅」⑥番出口から南へ 350m 中消防署の上）

※ ご来場の際は公共の交通機関をご利用下さい。やむを得ず車で来場される場合は伏見ライフプラザの駐車場を使用せず、周辺の有料駐車場をご利用下さい。

※ 自転車でご来場の方は、駐輪場（有料）をご利用ください。（伏見ライフプラザ南側の連絡通路は駐輪禁止となっています。）

3. 問合せ先

名古屋市商店街振興組合連合会事務局  
名古屋市中区錦三丁目 2 1 番 1 8 号 中央広小路ビル 4 階  
T e l : 9 5 3 - 1 8 0 8  
F a x : 9 5 3 - 6 1 3 4

# 道路占用許可書

更新

〒 460-0008  
住所 名古屋市中区栄三丁目15-6

氏名 南鍛冶屋町振興会  
会長 齋藤 達夫 様

占用の目的 道路照明のため

占用の期間 平成30年 4月 1日から  
平成35年 3月31日まで

占用の場所 名古屋市中区栄三丁目 地内

路線名 三蔵通 他 歩車道の区分 歩車道

占用物件	名称 (路面からの距離)	規模	数量
	街路灯		

許可の条件

1 裏面条件を守ること。  
2 占用料は、免除する。

占用料

ただし、「道路の占用料等に関する条例」の改正により、占用料を変更することがあります。

先に申請のあったことは、上記のとおり許可します。  
平成30年 5月16日

30 指令土中 第27-97号

名古屋市中土木事務所長

1 この処分について不服のある場合は、行政不服審査法の定めるところにより、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に名古屋市長に対して審査請求することができます。

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市長を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

